

加賀市立山代小学校いじめ防止基本方針

(1) はじめに

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、本校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「山代小いじめ防止基本方針」を策定した。

(2)いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。 (いじめ防止対策推進法第2条)

(3) 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内にいじめをゆるさない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
 - 児童・教職員の人権尊重の意識を高める。
 - 児童一人一人が認められ、お互いを大切にしあう「つながりづくり」を意識した活動をする。
 - 規範意識を高めるためにも「山代ルール」を児童、教職員に周知徹底させる。
 - いじめを早期に発見し、組織的な対応を行い早期に解決する。
 - いじめ問題についても、家庭や地域、外部関係機関等との連携を深める。

(4) 校内体制

「いじめ問題対策チーム」（チーム山代）を常設する。構成は、校長、教頭、主幹、生徒指導主事、児童生徒支援、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認める者とする。必要に応じて、学年主任、担任等を加える。役割は、本校の「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施、いじめ防止の意識啓発に関するを行う。

(5)いじめ問題への対策

①いじめの未然防止

- ・生徒指導の実践上の4つの視点を生かし、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業（ユニバーサルデザイン化）を推進する。
 - ・自己肯定感を高められるよう、教育活動全体を通して児童が活躍し、認められ、役に立っていると感じられる場面をつくる。
 - ・お互いを尊重し合える「つながりづくり」を、高学年を中心のたてわり活動（年4回）や児童会を中心としたあいさつ運動、エンカウンター等を活用した学級活動、ペア学習やグループ学習を取り入れた授業、各行事など活動の中で意識させていく。
 - ・「山代ルール」（全校共通の生活、学習ルール）を定着させることで、規範意識を育成し、安心して生活できる環境を作る。

- ・教育活動全体を通して道徳教育や人権教育の充実を図り、自分の大切さや他の人の大切さを認め合える態度を養う。
- ・しろしょうトーク（短時間グループアプローチ）を全学年で実施し、子どものかかわりの力（ソーシャルスキル&自尊感情）の育成を目指す。
- ・教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。また、いじめや情報モラル教育に関する校内研修会を行い、いじめに対する再確認と実践力を高める。

②いじめの早期発見

- ・児童へのいじめアンケート（6月、10月）や生活アンケート（月に1回）、教師へのいじめチェックシート（月に1回）を実施し、気になる事例は、職員打ち合わせや児童理解の会、学年会の場で報告する。
- ・相談活動を年2回取り入れ、1回目は担任と、2回目は担任以外の先生とも話す場を設定し、児童一人一人との信頼関係を築いたり、担任以外の誰かともつながれるきっかけを作ったりする。
- ・一人では見えないことも複数の目で見れば気づくこともあるので、指導の仕方のアイデアももらえるので、学年、学校全体で情報交換をする場を設定したり、職員室は情報交換の場として意識したりし、一人では悩まずにチームで動く体制を日頃からとておく。

③いじめの早期対応

- ・担任のみが抱え込むことがないように、校長の下、チームを組み、対応する。
- ・事実を確認した場合は、徹底して被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・保護者や関係機関と連携のもと取り組む。
- ・いじめ解決後も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局等の協力を求める。

④家庭・地域との連携

- ・日頃から些細なことにも連絡を密にし、保護者から相談を受けたり、情報を提供したりしやすい関係づくりに努め、学校・家庭・地域との連携を深めることが大切であることを学校だよりやPTA理事会等で伝え、理解と協力を図る。
- ・ネットいじめ等の防止に向け、ネットにつながる機器やSNSの危険性を知らせるお便りを出したり、保護者参加の行事などで話題にしたりして、保護者に注意を呼びかける。
- ・山代地区子どもを育てる会を月1回実施し、子ども達の情報交換をする中で、学校だけではなく、地域で育てようとする意識を高め、連携していく。
- ・ホームページにいじめ防止基本方針を公開し、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

⑤重大事態への対処

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携する。
- ・チームで事実関係の調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告し、必要な措置をとる。

(6)年間計画 (P D C Aサイクル)

	月	主な取り組み
P	4月	学級づくり、児童理解（学年） 生活アンケート
	5月	児童理解（学年）たてわり活動 しろしょうトーク
	6月	いじめ調査 相談活動 児童理解（学年）たてわり活動
	7月	児童理解（全体）学校評価アンケート（保護者）
	8月	学校評価（教員）→検証
	9月	児童理解（学年）
	10月	いじめ調査 児童理解（学年）
	11月	児童理解（学年）相談活動 たてわり活動
	12月	児童理解（全体）学校評価アンケート（保護者）
	1月	児童理解（学年）学校評価（教員）→検証
C	2月	児童理解（学年）たてわり活動
	3月	児童理解（全体）来年度に向けて

※主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
24時間いじめ相談テレfon	076-298-1699	24時間受付
いじめ110番 石川県警少年サポートセンター	0120-617-867	24時間受付
24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310	24時間受付
こころの相談電話	0761-73-0117	月～金 9:00～20:00

(7)いじめ対応マニュアル図

